附属書十一(第十四章(投資)関係) 補助金

1 に関する補助金は、 第十四・十条 (投資— 第十四 • 適合しない措置及び例外) 十八条 (投資―投資に関する小委員会) 7の規定に関し、 に規定する投資に関する小委員会が 各締約国の投資家及び対象投資財産

見直すことができる。

2 合には、 ずれ 両締 か一方の締 約 国 は、 約 当 該 国 が、 方 自 \mathcal{O} 国 締 \mathcal{O} 利益が 約 国 0 要請に対 他方の締約 基づき、 国 の補助金によって悪影響を受けていると認める場 問題を解決するために協議を行う。

3 当該: 2に規定する協議 補助 金 0 制 度に関 にお する情報につい 1 て、 補助 金を交付してい 7 0 他 方 (の締: 約 る締約国 玉 か 5 は、 $\overline{\mathcal{O}}$ 要請を考慮する。 適当と認める場合には、 次の事項を含む

- (a) 当該補助金を交付するための国内法令
- (b) 当該補助金の形態(例えば、贈与、貸付け、税の軽減)
- (c) 政策目的又は当該補助金の目的
- (d) 当該補 助 金の交付日及び交付期間並びに当該補助金に係るその他 の期間

(e) 補助金の交付を受ける資格要件

4

第十九章(紛争解決)に定める紛争解決手続は、 この附属書の規定については、適用しない。